

# 新型インフルエンザ等対策有識者会議 社会機能に関する分科会（第9回）議事概要

日時：平成25年4月4日（木）15時30分～17時45分

場所：

出席委員：

- 大西隆分科会長（日本学術会議会長・東京大学大学院工学系研究科教授）
- 庵原俊昭分科会長代理（独立行政法人国立病院機構三重病院長）
- 井戸敏三委員（兵庫県知事）代理 杉本明文氏
- 折木良一委員（前統合幕僚長）
- 小森貴委員（日本医師会常任理事）
- 櫻井敬子委員（学習院大学法学部教授）
- 田畑日出男委員（東京商工会議所まちづくり委員会委員長）
- 松井憲一委員（日本経済団体連合会 国民生活委員会 企画部会長）
- 安永貴夫委員（日本労働組合総連合会 副事務局長）
- 柳澤秀夫委員（日本放送協会解説委員長）

資料：

- 資料1 公務員特定接種の対象者について
- 資料2 接種順位の考え方について
- 資料3-1 特定接種の対象となる業種について
- 資料3-2 特定接種の対象となる業種について（今後検討することになっていた業種）
- 参考資料 社会機能分科会委員からの指摘事項に対する回答（各省庁提出資料）

- 議事：（1）特定接種対象者について  
（2）特定接種順位について  
（3）その他

○分科会における主な意見については以下のとおり。

## 1. 資料1（公務員の特定接種について）

- ・事務局案が了承された。

（主な議論）

### （1）保健師について

- ・新型インフルエンザ発生時に、現場で直接患者等に接する場合もあるので、総枠調整の対象からは外すなどの配慮が必要ではないか。

### （2）弁護士について

- ・拘留する方（検察官）と令状を出す方（裁判官）のみが対象だと、バランスが悪い

ので弁護士についても国選弁護士も対象にすべきではないか。

- ・国選弁護士は登録者が数万人程度でその中から選定されることになる。日本弁護士会等がBCPを策定し、代理ができる体制にするのではないか。代替性があれば対象外として良いのではないか。

## 2. 資料2（接種順位について）

- ・事務局案を以下のとおり変更することで了解された。

グループ①：新型インフルエンザ等医療型、重大緊急系医療型

グループ②：新型インフルエンザ等対策に基準1、基準2に該当する

グループ③：介護・福祉型、指定公共機関型、指定同類型（業務同類型、社会インフラ系）

グループ④：その他の登録事業者

（主な議論）

### （1）公務員の接種順位について

- ・公務員は、新型インフルエンザ等対策を実施する主体であり、指定公共機関型と同じグループではなく医療並びでグループ①になるのではないか。
- ・何のために特定接種するのかを考えると、医療が最優先ではないか。基準1、基準2に該当する公務員については、その次の順位にしてはどうか。

### （2）介護・福祉の順位について

- ・当初の案では「医療分野」に含まれていた。生命維持に重大・緊急の影響があるということで介護・福祉の中でもグループ③より上にくるものがあると思う。
- ・同一グループでさらに詳細に順番を定めるものではないが、介護・福祉についてはグループ③の中で形式的に上に記載する、という対応ではどうか。

### （3）接種順位について

- ・グループ①の接種が終わらなければ、次のグループが接種できないというものと、下のグループの方が不安を感じるのではないか。状況に応じて、柔軟に対応できるようにすべきではないか。

## 3. 資料3：特定接種対象者について

- ・主に論点になっていた業種について、関係省庁への質疑を含めて議論した。以下の議論を踏まえて、詳細は分科会長に一任し、有識者会議に報告する旨が了解された。

### （1）歯科医師について

- ・新型インフルエンザ等医療系は、チーム医療の観点で新型インフルエンザ等医療に従事する歯科医師に、極めて限定的にすべき。また、重大・緊急医療系については、顎骨折等への対応を行う者などに限定的にすべき。

### （2）サービス付高齢者住宅について

- ・ サービス付高齢者住宅は、実際に提供しているサービスが見守り支援（介護保険外）であり、生命維持等に問題が発生した場合には、医療従事者が対応するということであれば、対象外とすべき。

### （３）鉄道について

- ・ 縮小業務はないとしても、住民より先行して接種するものであるので、ある程度絞り込む必要がある。具体的には、「駅の営業業務」などを対象外としてはどうか。

### （４）運送業について

- ・ 全運送量に占める緊急物資の割合が１４％であれば、ワクチンを接種せずに出勤する６０％の人員で対応出来るだろう。
- ・ 外部事業者について、運送業者等と主従関係にないから外部事業者が分からないのというのは理由にならない。荷主ごとに事業者が異なるのであり、緊急物資に対応する人員がわからないというのであれば、実際に接種する対象者もわからないので、ワクチンを配布することができない。
- ・ サプライチェーンの繋がりが重要なのであれば、相互の関連を調整するのは、行政（国交省）の役割であろう。陸・海・空でも実態は異なる。
- ・ 国交省が業界をまとめて、緊急物資の輸送にどの程度の人員が必要か、調査したうえで、具体的な登録業務の運用を検討すべき。

#### ① 水先人について

- ・ 登録事業者の対象外とする。一体型の外部事業者とする。

#### ② 倉庫業・港湾運送業、貨物利用運送業等について

- ・ 登録事業者の対象外とする。運送業務に必要不可欠な事業者については、外部事業者として処理する。
- ・ 緊急物資について運送事業者と長期的（恒常的）な契約を結ぶなど、一体的な業務を行っているところは一体型の外部事業者として処理し、荷主ごとに短期的な契約を行っている事業者は、一般の外部事業者としてはどうか。

### （４）新聞業について

- ・ 新聞業のみでなく、通信社を対象とする必要があるのではないか。一般紙のみでよいかどうかは、関係者とも調整すべき。

以上